

## やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度Q & A

Q 1. 本社が山口県外にある場合でも、認証の対象になりますか。

山口県内に支店等の活動拠点を有し、事業活動を行っている事業者であれば、本社が県外にある場合でも認証の対象となります。もちろん、県内の活動拠点で男女共同参画に関する取組を行っていることが必要です。なお、本社が県外の場合は、「入札評価」による支援（Q. 6参照）は受けることができません。

Q 2. 事業所（支店）単位でも申請は可能ですか。

認証については事業者を単位としておりますので、原則として、事業所（支店）単位での申請はできません。

Q 3. 認証の対象となる「事業者」について、教えてください。

県内に活動拠点を置いて事業活動を行う企業、法人、団体、組合等が対象となります。

Q 4. 認証要件にある①から④の全ての分野の取組を行っていないと認証を受けられないのですか。

いずれかの分野で取組を行っていれば認証の対象となります。もちろん複数の分野で取り組まれている場合は、それぞれが認証の対象となります。積極的なご応募をお待ちしております。

Q 5. どのような取組が認証の対象となるのですか。

対象となる取組の具体例（一例）を募集要項に掲載していますので、ご参考ください。  
なお、掲載した具体例以外でも認証の対象となりますので、Q. 10の問い合わせ先にお気軽にご相談ください。

Q 6. 認証を受けるとどんなメリットがありますか。

県は、認証を受けられた事業者（以下「認証事業者」と記す。）に対し、次に掲げる支援を行います。

- ① 広報による支援  
事業者名や取組内容などを、次の手段により積極的に広報します。  
《取組事例集の作成、ホームページでの紹介、大学等各種就職支援窓口への情報提供 等》
- ② 活動支援  
情報誌の発行等により、男女共同参画に関する各種情報の提供を定期的に行います。
- ③ 入札評価による支援  
県の政策入札制度の「優先指名」の評価項目の一つとして、認証事業者を採用します。

「優先指名」は、「業務委託」に係る指名競争入札において、入札参加者を指名する際に、政策入札制度の登録事業者から2分の1以上を優先的に指名するものです。

また、予定価格が20万円を超える見積もり合わせでは、見積り依頼先に政策入札制度の登録事業者を一者以上含めます。

- ② 1 対象となるのは県内に本店を有する事業者等に限り  
2 指名を確約するものではありません。

建設工事等競争入札参加資格審査評価項目の一つとして、認証事業者を採用します。(県内建設業者、測量、建設コンサルタント等業者で山口県内に事業所を有する者に限り)

(A)「一般事業主行動計画の策定・届出」は行っていないが、(B)「やまぐち男女共同参画推進事業者の認証」は受けている者を評価するものです。なお、(A)(B)どちらの要件も満たしている場合については、(A)のみの加点となります。

また、上記の外に、商工中金が、認証事業者を応援する「優遇融資制度(運転資金・設備資金)」を創設されています。(☛ Q. 8をご覧ください。)

Q7. やまぐち男女共同参画推進事業者のシンボルマークを活用することができますか。

認証事業者は、広告や名刺等に、シンボルマークや「やまぐち男女共同参画推進事業者」であることを表示することができますので、ご活用ください。また、県のホームページにバナーを掲載しておりますので、合わせてご利用ください。

Q8. 認証事業者への支援策として、商工中金の優遇融資制度があると聞きましたが。

商工中金が今回の認証制度にタイアップして、「やまぐち男女共同参画推進事業者応援ローン」を創設されています。内容は、認証事業者を対象に、運転資金と設備資金について、貸付金利の優遇を行うものです。

なお、詳細については、商工中金下関支店(Tel 083-223-1151)又は徳山支店(Tel 0834-21-4141)に直接お尋ねください。

② 別途、商工中金による審査があります。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。

商工中金では平成17年2月に「女性の社会進出総合支援策」を創設され、『①女性起業家の方、②女性の社会進出を促進する効果がある特定事業を営む事業者の方、③女性従業員や男女雇用均等への配慮を行っていることについて認定や表彰等を受けておられる事業者の方』を対象として、金融と情報の両面からの支援に積極的に取り組んでおられます。

Q9. 認証に有効期間はありますか。

有効期限はありませんが、認証要件を満たさなくなった場合等にご連絡ください。

Q10. 申請書の入手方法や応募方法について教えてください。

県男女共同参画課にご連絡いただければ、申請書などの関係書類をお送りいたします。  
また、県のホームページからダウンロードもできます。  
応募いただける場合は、申請書を県男女共同参画課に郵送、電子メール又は持参により提出してください。

**申請先及び問い合わせ先**

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県環境生活部 男女共同参画課  
電話：083-933-2630 / FAX：083-933-2639  
電子メール：a12800@pref.yamaguchi.lg.jp  
ホームページ：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/37/>

Q11. 申請書を提出した後の手続きはどのようなのですか。

- 県男女共同参画課において、提出いただいた申請書等により、認証要件を充足するかどうかについての審査を行います。書面審査を原則としますが、必要に応じ、実地調査等を行う場合もあります。なお、審査は随時行います。
- 審査結果については、審査後、申請者に速やかに通知をいたします。（認証事業者には「認証書」を交付します。）

Q12. 取組内容に変更があった場合はどうすればよいですか。

推進事業者取組状況変更届出書を提出していただくことになります。

Q13. 事業者等の名称、所在地や代表者に変更があった場合は、何か手続きが必要ですか。

推進事業者変更届出書を提出していただくことになります。

Q14. 認証を辞退したい場合は、どうしたらよいですか。

推進事業者辞退届出書を提出していただくことになります。届出書には、認証の際にお渡しした認証書の添付が必要となります。（認証書は返納となります。）